





三上税理士法人発行 オリジナル事務所通信

令和2年5月号

代表 便り

コロナ対策

新型コロナウイルスが猛威を振るっています。

そんな中で税理士事務所として中小企業のために何が出来るのか。今月の DR.tax にも色々とコロナ関連の情報を載せています。しかし、この記事を書いているのは 4 月 10 日ですので、そこから 20 日も経つと新しい情報が出てきている状況だと考えられます。最新の情報は、先月ご案内した「ミラサポ」というサイトをご覧になって頂きたいと思います。

日本政策金融公庫の担当者をお呼びして、弊社事務所での相談会(1日公庫)を急ぎ4月20日に開くことにしました。皆様への案内よりも顧問先からの要望の多さで、すぐに予約が満杯になってしまいました。次の日程をすぐに依頼したのですが、なかなか公庫も時間が取れないということです。またわかり次第、担当者から連絡させて頂きます。もし、そこまで急ぎではないけれど、この機会に運転資金の充実を図りたいという要望の方は、その旨連絡頂ければ、次回開催時に御案内致します。また急ぎ資金需要があるという方は、公庫まで出向いていただく形となるかもしれませんが、急ぎ段取りしますので、そちらもまたご連絡ください。

また、確定ではありませんが、5月以降、金融機関では実質無利子融資が始まるということです。売上20%減という条件はつくかと思いますが、日本政策金融公庫と同じ条件になるかと推測します。

税金や社会保険料について、柔軟な取り扱いが始まっています。 延滞について、通常かかるであろう延滞金(利息)が発生しなかったり、申告期限が延びたりしています。色々な助成金や補助も、 また発表されています。現時点では、国の緊急事態宣言は出ていませんが、もし仮に出た場合、休業補償などもあるでしょう。 (4/16 に宣言出てしまいましたね)

現在は、十年前と比べて誰しもが最新の情報にアクセスできる 社会です。最新の情報を常に意識しながら、この淘汰の時期を乗 り越えていきましょう!



本店 便り

新入社員紹介!

文責: 亀田

新型コロナウイルスなどで気分もふさぎ込みがちですが、ここで明るい話題をひとつ。

弊社には、今年も4月より新たに4名の仲間が加わりました!従業員一同、新体制で頑張っていきたいと思います。まだまだ至らぬ点も多いかと思いますが、温かく見守っていただければ幸いです。

次のページでは、新メンバーから皆様にご挨拶いたします。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

はじめまして。渡邉南実(わたなべみなみ)と申します。

税務会計全般を担当させていただきます。

就職を機に実家を出て、自炊を頑張っています。漫画が好きで、少年漫画を中心に単行本 を集めています。最近は量が増えてきてしまったため、電子版の購入も検討しています。

簿記をはじめ、会計業務については完全に初心者であるため、地道に勉強していこうと思います。よろしくお願いいたします。





初めまして。柴澤まい(しばさわ まい)と申します。

税務会計全般を担当させていただきます。

食べる事とスイーツ作りが趣味で、学生時代は月に1回ペースで作っていました。 休日は好きなアーティストのライブを見たり、録画した番組の編集をしています。

簿記の専門学校に3年間通いましたが、知識も実務もまだまだ未熟な面が多いので、これから色々な事を学び、日々成長して行けるよう頑張ります。よろしくお願いいたします。

はじめまして、平敷拓巳(ひらしき たくみ)と申します。

税務関係全般を担当しています。

音楽に興味があり、趣味として理論や作編曲について勉強しています。またゲームも好きで、一度始めると、かなりやり込みます。

実際の業務は学校で習ったものとは違う点も多く難しいですが、一つ一つ出来るようにしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。





はじめまして、服部吉平(はっとり きっぺい)と申します。

税務会計全般を担当させていただきます。

音楽は聴くのも好きですが、最近はギターを弾いたりもしています。

会計に関する勉強をしておりましたが、実際の業務とは異なる点も多いため一つ一つ覚えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

コンビニのあんまんの販売は、愛知県を境に 西の地域ではこしあんって知ってましたか?

若葉を渡る風がさわやかな季節を運んでくれるような気がする今日この頃でございますが、いかがお過ごしでしょうか?インター店周りの木々の葉も青々してきて、私の大好きな季節になってまいりました。

5 月と言えば端午の節句。大空に泳ぐこいのぼりを見て、柏餅を思い浮かべる方もいれば粽(ちまき)という方もいらっしゃるかと思います。調べてみると、東西文化の違いだそうです。

もともと平安時代に中国から端午の節句が伝来したときに粽が伝えられ、全国に 広がった後、江戸時代に端午の節句が五節句のひとつになってから、縁起のいい柏 餅が江戸の主流となり、伝統を重んじる上方は粽を伝承したとか。



文責:大脇

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

粽が中国伝来なのに対し、柏餅は日本発祥。柏餅を包む柏は昔から神聖な木とされていたことや、新芽が出ないと古い葉が落ちないため「子供が生まれるまでは親は死なない」、すなわち「跡継ぎが途絶えない」「子孫繁栄」に結びつき、端午の節句の縁起の良い食べ物となって、江戸を中心に広がったようです。



当時の文献にもその様子が書かれており、関東では柏餅、関西では粽を食べる傾向が幕末にほぼ定着していたそうです。ちなみにわたしは粒あんなら柏餅派♥こしあんしかなかったら粽を食べます。

さて、5月と言えば色々な税金の納付時期でもあります。新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請すれば、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り換価の猶予が認められます。対象となる国税は、令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する、所得税・法人税・消費税等です。また通常の納税猶予制度と異なり、既に納期限が過ぎている未納の国税についても、遡って利用できます。詳しくは担当者まで…。

経営 情報

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金について

文責:定

令和2年3月2日より新型コロナウイルスの感染予防の為、全国の小中高校で臨時休校となりました。 小学生のお子様がいる労働者の中には出勤できない方、時間を短縮して働かれている方もいるのではないで しょうか。そのような労働者を雇用されている事業主の方々に、「新型コロナウイルス感染症による小学校休 業等対応助成金」を知って頂きたいと思います。こちらは、

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、

小学校等に通う子ども

の世話のため働くことができない労働者に対し、年次有給休暇とは別に、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に対する助成金となっております。

【助成内容】

令和2年2月27日から3月31日において、

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

※1日1人当たり8,330円が上限となります。

【申請期間】

令和2年3月18日~6月30日まで

【注意点】

- ・こちらの助成金を受け取るのは会社又は事業主となります。
- ・事業主の方は、対象の労働者に年次有給休暇とは別に、賃金全額支給の有給の休暇を取得させなければ なりません。

上記は4月10日時点の情報ですが、今後、令和2年4月1日~6月30日の間に取得した休暇についての 支援も予定されております。

提出書類等の詳細や最新情報につきましては、厚生労働省のホームページ又は各担当者にご相談下さい。

【参照】厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html



行楽 日記

岐阜城

文責:青木

今年1月、大河ドラマ好きな義両親(九州在住)を連れて岐阜城に行ってきました。

今年の大河ドラマの主人公が明智光秀ということで、岐阜の街が盛り上がっているとは聞いていましたが、 噂どおり臨時駐車場まで満車でした。



金華山の上にある岐阜城には、登山道からも行けますが、ロープウェイもあります。我が家はロープウェイを選択。降りたらすぐに岐阜城に着くかと思っていましたが、そこからも結構登りました。

山の上にお城を建設した当時は、材料を運んだりするのは大変だったんだろうな ぁと想像しながら、お城に到着。天守閣まで上がり、景色を堪能しました。岐阜の 街はもちろん、名古屋駅のビル群なども見えます。

下り道も気を張りながら進み、ロープウェイ乗り場の近くにあるリス村に行きたい子供たちを引き剥がし、ようやく降りてきました。疲れました…がっっ、駅舎を出ると、大河ドラマで斎藤道山役の本木雅弘さんが!(もちろん蝋人形です。ソックリです。)シャキッと元気になり、自分でもビックリでした(^^;



義両親は毎年2回名古屋に遊びに来てくれるので、あちこち名古屋観光をしてきましたが、今回初めて県外へ進出しました。3世代で元気に盛りだくさんな一日を過ごすことができました。

5月の税務



- ・令和元年分所得税の振替納付
- ・令和元年分消費税の振替納付

納付期限…5月15日(金)

納付期限…5月19日(火)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告期限・納付期限が延長されております。

・3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉

申告期限…6月1日(月)

9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)

申告期限…6月1日(月)

・個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知期限

通知期限…6月1日(月)

納付期限…5 月中において各自治体の条例で定める日

※上記は 4/10 現在の情報です。今後、変更の可能性がありますことをご了承ください。

無料経営相談実施中!!!

・自動車税

代表 三上による経営相談をご活用ください!

5月開催スケジュール(要予約)

5月11日(月)午後1時より5時まで

5月12日(火)午後6時より8時まで

5月18日(月)午前10時より12時まで

ご予約電話番号 0120-974-830

三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92 TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9 TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info